

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

平成22年4月9日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護申請却下決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、審査請求人に対し、平成22年3月19日に決定した生活保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第1項に基づき、平成22年3月19日付で審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護申請却下の決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成22年4月9日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、保護申請却下決定通知書によると「登記簿謄本上居住しているマンションの所有権を売買により娘（長女）へ移転したと記載されているが、契約書等証明できるものがなく、金銭の受け取り等の証明もないため贈与とみなし、法第4条の規定に基づき、資産不活用と判断したため。」となっている。

これに対して請求人は「金銭の工面ができず、生活保護の開始をお願いします。」と主張している。

本件審査請求は、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消及び保護の開始決定を求めるものと解する。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

当庁の調査によると、以下のとおりと認められる。

- (1) 平成21年8月5日 請求人が所有する不動産を、請求人の長女へ所有権移転する。
- (2) 同年12月10日 請求人は生活保護の申請を行うが、処分庁は預貯金と年金収入により保護を要しないとの理由で申請を却下する。
- (3) 平成22年2月19日 請求人は生活保護を再度申請する。
- (4) 同年3月19日 処分庁は請求人に対して、本件処分を決定する。
- (5) 同年4月9日 当庁にて審査請求書を受理。当庁から処分庁へ弁明書の提出を求める。
- (6) 同年同月30日 処分庁からの弁明書を当庁で受理。
- (7) 同年5月10日 弁明書の副本を請求人へ送付。反論書の提出を求める。
- (8) 同年同月19日 請求人からの反論書を当庁で受理。

2 判断

(1) 法令等

ア 法第1条では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と、この法律の目的を定めている。

イ 法第2条では、「すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、

この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。」と、無差別平等について定めている。

ウ 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について定めている。

エ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知)第11-1-(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」と、保護申請時における助言指導について定めている。

オ 生活保護手帳別冊問答集「要保護世帯向け長期生活支援資金の運用等に関する質疑への回答」問25の答では、「新貸付制度の適用を免れるために生前贈与を行ったものと疑われる場合については、当該資産を活用しない限り、補足性の原理から生活保護の受給要件を満たさないこととなるため、再度被保護者本人に名義変更した上で貸付申請をするか、売却を指導することになる。」と、資産を生前贈与した場合の保護の受給要件について定めている。

(2) 本件処分について

処分庁は保護の決定前に、必要に応じて要保護者の資産に関する調査を実施することとされている。要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下することができる(法令等エ)。

関係資料によると、請求人は平成21年8月5日自ら居住するマンションの所有権を請求人から請求人の長女へ名義変更したことが確認される。保護申請日は平成22年2月19日とされ、保護申請日時点ではマンションの所有者は請求人の長女であり、請求人ではない。処分庁は①当該マンションの所有権の名義変更日が平成21年8月5日と、1回目の保護申請日に近いこと、②平成22年3月1日の面談時に請求人及び請求人の長女より保護申請に当たり所有権を変更したとの発言があったことから、当該マンションの所

有権が実質的に請求人であるとし、法令等オを根拠として当該マンションの所有権を請求人に戻すよう助言指導を行い、請求人及び請求人の長女がそれに従わないことから、資産不活用として本件処分を行っている。

しかしながら、処分庁が本件処分の根拠とした法令等オは「新貸付制度の適用を免れるために生前贈与を行ったものと疑われる場合」の取扱いを定めているところ、当該マンションの所有権の移転は、登記簿上平成21年8月5日とされているほか、所有権移転の原因は平成19年4月1日の売買によるものとの記載もあることから、保護申請の直前とは言えず、新貸付制度を免れるために所有権の移転を行ったとまでは認められない。また処分庁は、平成22年3月1日の請求人と請求人の長女との面談時に、請求人と請求人の長女から「保護申請に当り所有権を変更した」との発言があったことを、新貸付制度の適用を免れるために生前贈与を行ったものと疑われる理由としているが、同日の面談時に請求人と請求人娘からマンション譲渡は以前から話があった旨の発言もあることから「保護申請に当り所有権を変更した」との発言のみをもって新貸付制度の適用を免れるために生前贈与を行ったものとすることはできない。

また、法令等オは新貸付制度に関する取扱いを示しているところ、本件関係資料において処分庁及び請求人並びに請求人の長女との間で、生活保護制度における一般的な資産の活用については触れられているものの、新貸付制度に関してのやりとりは認められず、請求人及び請求人の長女が新貸付制度及び同制度に係る生活保護制度上の取扱いについて、生活保護申請時前に了知していたと断言することまではできないことから、請求人と請求人の長女とのマンションの譲渡が新貸付制度の適用を免れるために行ったものということもできない。

請求人は、保護申請時において活用すべき資産がなく、新貸付制度の適用を免れるために生前贈与を行った事実も認められないことは上述のとおりであり、資産不活用を理由として処分庁が行った本件処分には瑕疵が認められ、請求人の主張は認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成22年6月2日

沖縄県知事

仲井眞 弘

